

# コーポレートガバナンス・ガイドライン

## 第1章：総 則

### （目 的）

- 第1条** 当社は、持続的に成長し、中長期的に企業価値の向上を実現し、社会的な責任を果たしていくためのコーポレートガバナンスに関する基本方針を定める。
- ② 取締役会は、最良のコーポレートガバナンスを実現するべく、本ガイドラインの有効性を継続的に検証し、必要に応じて改正し、適時適切に公表する。

### （コーポレートガバナンスの基本的考え方）

- 第2条** 当社は、透明、公正かつ果敢な意思決定を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する。
- ② 株主、お客さま、地域社会など当社に係るステークホルダーに対する責任を果たすべく、経営の監督と業務執行の役割を明確化し、コーポレートガバナンスの実効性を確保する。

## 第2章：コーポレートガバナンス体制と取締役会等の責務

### 第1節 コーポレートガバナンス体制の全体像

#### （コーポレートガバナンス体制の全体像）

- 第3条** 当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施する。また、経営の意思決定および監督と、業務執行とを分離し、業務執行に係る的確かつ迅速な意思決定と効率的な業務執行を実現するため、執行役員制度を採用する。さらに、役員候補者選定、役員報酬審議に係る諮問機関を設置する。

### 第2節 取締役会・取締役

#### （取締役会の役割）

- 第4条** 取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めるところにより、経営戦略、経営計画その他当社の経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、業務執行に係る権限を執行役員に委任する。

#### （取締役会の構成）

- 第5条** 取締役会は、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者7名以内で構成する。
- ② 取締役会の経営意思決定機能および監督機能の強化を図るため、企業経営、社会・経済動向等に関する高い見識を有する社外取締役を取締役の3分の1以上選任する。なお、社外取締役のうち、取締役会にて定める「静岡ガス株式会社 社外役員の独立性基準」に照らし、当社経営からの独立性が認められる者を独立社外取締役とする。

#### (取締役等の選任)

**第6条** 取締役の指名は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定し、株主総会にて選任し、選任理由を開示する。

- ② 代表取締役ならびに社長執行役員を含む執行役員は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において決定する。
- ③ 代表取締役および社長執行役員は、当社の最高経営責任者（CEO）として求められる資質、スキル、キャリア等を有する者でなければならない。
- ④ 執行役員は、会社法で要求される善管注意義務・忠実義務を果たすことが可能な者であって、会社の業務に精通しその職責を全うすることのできる者でなければならない。

#### (取締役等の解任)

**第7条** 代表取締役ならびに社長執行役員を含む執行役員は、職務に関し法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合、また職務の懈怠により著しく企業価値を毀損させた場合には、解任提案の対象とする。

- ② 取締役の解任については、指名・報酬委員会において審議し、取締役会の決議を経て、株主総会で決定することとし、解任理由を開示する。
- ③ 執行役員の解任については、指名・報酬委員会において審議し、取締役会にて決定する。

#### (取締役の任期)

**第8条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

#### (取締役会の運営)

**第9条** 取締役会は、当社の持続的な成長、企業価値の最大化に努めるとともに、経営に対する監督機能を発揮し、経営の公正性、透明性を確保する。

- ② 取締役会議長は、取締役会が経営の監督機能を十分に果たすため、取締役会の議論を促進し、効果的かつ効率的な運営に努める。
- ③ 当社は、取締役会において十分な審議がなされるよう、取締役会出席者に対し、取締役会の資料を適切に提供するとともに、取締役および執行役員は議案について十分な説明を行う。
- ④ 当社は、社外役員に対し、年間の取締役会スケジュールおよび予め決定している審議事項を提供する。

#### (取締役会の実効性の評価)

**第10条** 取締役会は、毎年、自己評価等の方法により、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

#### (CEOの後継者計画等)

**第11条** 取締役会は、社長執行役員を含む経営陣（取締役、執行役員）の後継者について、その育成が計画的に行われていくよう、適切に監督を行う。

### 第3節 監査役会および監査役

#### (監査役および監査役会の役割)

第12条 監査役および監査役会は、法令に基づき、当社および子会社に対する事業の報告を求めること、業務・財産状況の調査をすること、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行等の監査を実施する。

- ② 常勤監査役は、経営会議等の重要な会議への出席および稟議書等の閲覧などを通じて独立した立場から情報収集を行い、監査役会において社外監査役へ報告し、その情報を共有する。
- ③ 監査役は、取締役会において適切に意見を述べるとともに、取締役、執行役員および会計監査人、内部監査部門等に監査役会への出席を求め、対話・議論等を通じて適切に監査を実施する。

#### (監査役会の構成および監査役候補者の選任)

第13条 監査役会は、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者6名以内で構成し、半数以上を社外監査役とする。また、監査役監査の実効性を確保する目的から、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者を1名以上とする。なお、社外監査役候補者のうち、監督機能を十分に発揮するため、証券取引所が定める独立性の判断要素に基づいた「静岡ガス株式会社 社外役員の独立性基準」に照らし、当社経営からの独立性が認められる者を独立性を有する社外監査役とする。

- ② 監査役候補者の選任について、監査役会の同意を得て取締役会にて決定することとし、選任理由を開示する。

#### (監査役の任期)

第14条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### 第4節 指名・報酬委員会

#### (指名・報酬委員会の役割)

第15条 指名・報酬委員会は、代表取締役の諮問機関として、株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案の内容、取締役会に提出する執行役員（取締役兼務を含む）の選任および解任に関する議案の内容、取締役および執行役員が受ける役員報酬等について、代表取締役から諮問された内容の適切性を審議し、審議結果について取締役会に報告する。

#### (指名・報酬委員会の構成)

第16条 指名・報酬委員会の委員は、取締役会長および社外委員で構成し、その過半数を社外委員とする。社外委員は、社外有識者（社外役員を含む）の中から取締役会の決議により選任する。

## 第5節 取締役および執行役員の報酬

### (取締役および執行役員の報酬)

第17条 取締役および執行役員の報酬は、その責務や役位に相応しい水準とし、短期および中長期にわたり企業価値の最大化を図るインセンティブとして有効に機能するものとする。報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、社外取締役については基本報酬のみの構成とする。

- ② 取締役および執行役員の報酬体系ならびに具体的な報酬額は、指名・報酬委員会において審議し、取締役会において決定する。

## 第6節 取締役・監査役のトレーニング

### (取締役・監査役のトレーニング)

第18条 当社は、取締役および監査役に対し、その責務を果たすために必要とする研修、またそのパフォーマンスの向上に資する研修の実施またはその機会を提供する。

- ② 社外役員に対しては、当社グループの事業・財務・中期計画等に関する情報の提供等を定期的に行う。

## 第3章：株主との関係

### (株主の権利)

第19条 当社は、株主の権利および平等性が実質的に確保されるよう、適切な権利行使のための環境整備に取り組む。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を行うための体制整備を行う。

### (株主総会)

第20条 当社は、株主総会が最高意思決定機関であり、当社と株主との重要な対話の機会であることを踏まえ、株主が株主総会議案を十分に検討することができるよう、株主総会招集通知を早期かつ適切に提供する。

- ② 当社は、株主が適切に議決権を行使できるよう、株主総会開催日についていわゆる集中開催日を避けるとともに、議決権の電子行使に対応するなど全ての株主が議決権を行使できる環境を整備する。

### (株主との対話)

第21条 当社は、決算説明会や国内外の投資家訪問、個人株主に対する当社施設の見学会実施など株主との対話機会の充実を図る。

- ② 株主との対話は、経営戦略本部およびコーポレートサービス本部が他部門と連携しつつこれを担い、社長執行役員が統括する。
- ③ 株主との対話により把握した意見等は、取締役会または取締役・執行役員に適切にフィードバックし、企業価値の向上に役立てる。

- ④ 当社は、信託銀行等の名義で当社株式を保有する機関投資家が株主総会において議決権行使を希望する場合の対応について、必要となる手続き等の検討を信託銀行とともに行う。
- ⑤ 取締役会は、株主総会において相当数の反対票が投じられた会社提案の議案についてその原因を分析し、適切に対応する。
- ⑥ 株主との対話に際しては、インサイダー情報の漏洩の防止に努める。

#### (政策保有株式)

**第 22 条** 当社は、関係構築および強化ならびに業務提携の観点から持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、株式の政策保有を行う。

- ② 個々の政策保有株式の合理性については、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を取締役会で定期的、継続的に検証する。検証結果に基づき、適切な時期に縮減するなどの見直しをする。
- ③ 保有上場株式の議決権行使にあたっては、議案の内容や決算状況を勘案した上で、議案への賛否を判断する。

#### (資本政策)

**第 23 条** 当社は、中長期的な企業価値の持続的な向上を目指し、拡大する事業機会を迅速、的確に捉えるとともに、そのリスクに適切に対応するために、必要となる十分な株主資本の水準を保持する。また、経済環境等の急激な変化に備え、金融情勢によらず資金調達が可能で高格付けの維持できる自己資本比率を維持する。

- ② 当社は、将来の成長に向けた投資と財務体質強化のための内部留保を行いつつ、安定配当の継続を基本としながら、業績ならびに株主資本利益率（ROE）と配当性向を乗じた株主資本配当率（DOE）などを総合的に勘案し、継続的な株主還元の実現を図る。

#### (当事者間取引)

**第 24 条** 取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会の承認を得るとともにその結果を取締役会に報告する。また、当社グループおよび株主の利益を毀損する取引を防止するため、適切な手続きを定めて監視する。

#### (企業年金の運営)

**第 25 条** 当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金の積立運用の担当部署には、積立金の運用に関する専門的知識を有するよう適切な教育を施すとともに、年金運営委員会の構成メンバーとして指名し、企業年金の受益者と会社との間における利益相反の適切な管理に努めるものとする。

## 第4章：株主以外のステークホルダーとの協働

### （方針）

第26条 当社は、当社の事業が地域社会の発展に支えられていることを認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、株主のみならず、お客さま、取引先、地域社会などのステークホルダーと良好な関係の維持に努める。

### （行動規範）

第27条 当社は、企業理念である「地域社会の発展に寄与するため」を実現し、ステークホルダーとの協働を確保するため「静岡ガスグループ行動基準」を策定し、これを遵守、実践する。

### （サステナビリティを巡る課題への対応）

第28条 当社は、持続的な成長のためにサステナビリティを巡る課題に積極的かつ能動的に対応すべく「サステナビリティ基本方針」を策定し、これを遵守、実践する。また、サステナビリティを巡る課題への対応や取り組み状況について、取締役会に報告し、取締役会はこれを適切に監督することで推進を図る。

### （社内の多様性の確保）

第29条 当社は、企業の持続的成長のため、多様な人材の活躍を推進し、従業員一人ひとりがそれぞれの能力・特性を最大限発揮できるよう環境を整備する。

### （内部通報制度）

第30条 当社は、経営陣から独立した内部通報に係る窓口を設置し、通報者の秘匿と不利益取扱に関する規律を整備、運用する。

## 第5章：適切な情報開示と透明性の確保

### （情報開示）

第31条 当社は、法令および上場証券取引所が定める有価証券上場規程の定めに従い、重要事実を適時・適切に開示するとともに、社会、お客さま、株主・投資家にとって有用な情報について、公平かつ適時・適切に開示する。

## 附 則

### （改 廃）

第32条 本ガイドラインの改廃は取締役会決議によって行う。

## 沿 革

2016年 9月13日 制定

2018年 1月 1日 改定

2018年12月 6日 改定

2021年 3月26日 改定

2021年12月 8日 改定

2024年 3月27日 改定